

質問書に対する回答について

(令和7年度オンネットー野営場等管理運営業務)

質問日：令和7年2月3日

質問内容並びに 回答について	質問1	現在合同会社の設立準備中である。業務委託を受ける場合の、法人設立の期限はいつか。
		↓
	回答1	令和7年度の契約締結は4月1日としており、それまでの間に法人設立を行ってください。
	質問2	委託費用の概算払いは可能か。その場合、半期か、四半期か。
		↓
	回答2	委託料は毎月払いとなります。
	質問3	固定電話は設置されているのか。その固定電話の通信費用の負担は業務受託者の負担となるのか、町の負担となるのか。
		↓
	回答3	電話については、野営場にピンク電話が1台あります。また、休憩舎には光電話が導入されております。野営場の電話料金は町で負担していますが、休憩舎のインターネット料金、光電話料金、電気料金は、業務受託者の実費負担となります。
	質問4	清掃用具について、業務受託者において購入すること、とあるが、既存の掃除用具はあるのか（掃除機、ほうき、モップ、バケツなど）
		↓
	回答4	令和4年度の休憩舎運営開始に合わせて業務用掃除機を購入しています。ほうきやモップ、バケツなども購入していますが、具体的な数量は確認してみないと分かりません。なお、令和7年度の委託金額の中に消耗品の負担分を含めていますので、掃除用具もその中で購入して頂くこととなります。
	質問5	野営場や休憩舎での施設賠償責任保険は町で加入しているのか。加入していなければ、委託費用の中から支出が必要か。
		↓
	回答5	休憩舎は町で建物災害保険に加入しています。野営場は国（林野庁）の所有となっており、業務受託者で保険に加入する必要はありません。